北方町防災士資格取得支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、減災と地域防災力向上のために活動し、町の防災事業に貢献する防災士を養成するため、防災士の資格取得に対する補助金としての、北方町防災士資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、北方町補助金交付規則（昭和４３年北方町規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、防災士とは、「自助」「互助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災と地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）で認められた者をいう。

　（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

1. 防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座又は岐阜県が実施する岐阜県総合防災リーダー育成講座（以下「講座」という。）の受講料及び防災士教本代

⑵　防災士資格取得試験受験料

⑶　防災士資格認証登録料

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　町内に住所を有する者又は町内の事業所に勤務する者であって、防災士の資格を取得した者

⑵　町内に住所を有する者にあっては、町税等に滞納がない者

⑶　防災士の資格取得後、防災リーダーとして町内の自主防災組織等で活動する意思のある者

⑷　防災士の資格を取得した旨の情報を町長が町内の自主防災組織等に提供することに同意する者

　（補助金額）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の合計額から他の制度により助成される額を除いた額とし、６万円を限度とする。

２　補助金の交付は、１人につき１回を限度とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、講座受講前に北方町防災士資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、北方町防災士資格取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助対象者に通知するものとする。

２　町長は、補助金を交付することが不適当と認められたときは、北方町防災士資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

　（実績報告書）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者は、防災士の登録を完了したときは、速やかに北方町防災士養成事業実績報告書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　第３条に規定する費用の支払いを証明するもの

⑵　防災士認証状の写し

（補助金の額の確定）

第９条　町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、交付すべき補助金の額を確定し、北方町防災士資格取得支援事業補助金額の確定通知書（様式第５号）により補助対象者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第１０条　補助対象者は、前条の額の確定通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第６号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第１１条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の交付を受けた者の責務）

第１２条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　 月 　　日

北方町長 　　様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

北方町防災士資格取得支援事業補助金交付申請書（兼同意書）

北方町防災士資格取得支援事業補助金の交付を受けたいので、北方町防災士資格取得支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり町税等の納税状況について、関係機関から報告を求めることに同意します。

※町税等とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道料金、水道料金をいいます。

記

１ 受講期間 　　　　　年　　 月　　 日～　　　　　　 年　　 月　　 日

２ 交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３ 添付書類

（１）研修講座の受講を証する書類

（２）第３条に掲げる経費を確認できる書類

※受給資格の確認

　町税等の滞納がないことを確認しました。

確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

確認者氏名

様式第２号（第７条関係）

第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　 様

北方町長

北方町防災士資格取得支援事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり交付及び金額を決定したので、北方町防災士資格取得支援事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

記

１　交付決定金額　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件等

補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力するよう努めてください。

様式第３号（第７条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

北方町長

北方町防災士資格取得支援事業補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった補助金の交付申請に対し、下記の理由により不交付とすることを決定したので、北方町防災士資格取得支援事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

理由

様式第４号(第８条関係)

年 　　月　　 日

北方町長 　　様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

北方町防災士資格取得支援事業補助金実績報告書

年　 月　 日付け 　第　　 号で交付決定を受けた、北方町防災士資格取得支援事業補助金について、下記のとおり実績を報告します。

記

１ 交付決定を受けた額　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

２ 防災士認定登録日　　　　　　年 　　　月　　　 日

添付書類

１ 防災士認証状の写し

２ 支払いを証明する書類

様式第５号（第９条関係）

第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　 様

北方町長

北方町防災士資格取得支援事業補助金額の確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで報告のあった補助金に対し、次のとおり金額を確定したので、北方町防災士資格取得支援事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　交付決定金額　　　金　　　　　　　　　　　　円

様式第６号（第１０条関係）

年 　　月 　　日

北方町長 　　様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

北方町防災士資格取得支援事業補助金交付請求書

年 　　月　　 日付け 　第　　 号で交付決定を受けた、 北方町防災士資格取得支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

１ 補助金交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　　 円

２ 補助金の振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 | 種別 | 口座番号 | 口座名義（請求者本人） |
|  |  |  |  | （フリガナ） |